

大和市民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第16号

大和市民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「令和3年度に」を「令和4年度に」に、「平成30年度分から令和3年度分」を「令和元年度分から令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改め、同項第2号中「平成30年度分から令和3年度分」を「令和元年度分から令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改め、同項第3号中「平成30年度分及び」を削り、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則第4項第2号ア中「令和3年1月から同年12月まで」の次に「、令和4年度分の場合にあっては令和4年1月から同年12月まで」を加える。

附則第5項前段中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、「令和3年3月31日以前の納期に係るものについては、入院等により同日までに感染症減免申請をすることができなかつたと認められる場合に限る。」を削り、同項後段を削る。

附則第6項前段を削り、同項後段中「この場合において、同日までにされた」を「第6条第2項の規定にかかわらず、」に改め、「感染症減免申請」の次に「で、入院等により納期限までに申請することができなかつたと認められるもの」を加え、「第6条第2項の規定にかかわらず、」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。